

○豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

平成27年9月29日
条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄に掲げる機関が行う同表の第3欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの(利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)本則の表1の項下欄に掲げる事務に関する情報をいう。以下同じ。))を含む。))を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、市規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年6月22日条例第42号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成29年9月28日条例第41号抄)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第1号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

[令和6年2月規則第16号により、令和6年3月1日から施行]

附 則(令和6年3月21日条例第3号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年6月23日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

	機関	事務
1	市長	豊中市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年豊中市条例第23号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	市長	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年豊中市条例第21号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市長	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	市長	市営住宅条例(昭和36年豊中市条例第20号)による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの
6	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
7	市長	身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
8	市長	身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
9	市長	小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に対する日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第2

	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報
1	市長	豊中市子ども医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの
2	市長	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、戸籍関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって市規則で定めるもの
3	市長	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関

		関する事務であって市規則で定めるもの	係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報，中国残留邦人等支援給付実施関係情報，医療保険給付関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
5	市長	市営住宅条例による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
6	市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
7	市長	身体障害者に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
8	市長	身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
9	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって市規則で定めるもの